

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成28年8月9日 04時55分ごろ
発生場所	青森県平内町稲生漁港西北西方沖 稲生港西防波堤灯台から真方位300° 2.9海里付近 (概位 北緯41°00.2′ 東経140°48.9′)
事故の概要	漁船登美丸は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	平成28年8月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 登美丸、4.5トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-33517（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	機関及び航海計器等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約21～24℃ 日出時刻：04時40分ごろ
事故の経過	<p>本船は、養殖ほたての引揚げ作業中、幹縄に取り付けているボンデン用ロープがプロペラに絡み、船長がその状況を確認しようとして、船尾甲板下にあるプロペラ点検口を開放した。</p> <p>船長は、プロペラ付近の状況が暗くてよく見えなかったため、明るくなってから確認することにし、プロペラ点検口を開放した状態で引揚げ作業を継続した。</p> <p>本船は、船長及び乗組員3人が、引揚げ作業中にプロペラ点検口のある区画に海水が浸入しているのを認めていたので、排水作業を行いながら帰航していたところ、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び乗組員3人は、船体につかまって救助を待っていたところ、付近にいた僚船2隻に救助された。</p> <p>本船は、別の僚船にえい航されて稲生漁港稲生地区に着岸した。</p> <p>乗組員2人は、救命胴衣を着用していたが、船長及び乗組員1人は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、帰航中、プロペラ点検口を開放した状態で航行していたことから、同点検口から海水が浸入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、帰航中、プロペラ点検口を開放した状態で航行していたため、同点検口から海水が浸入して転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・開放したプロペラ点検口は、確実に閉鎖すること。
- ・救命胴衣の着用に努めること。